

住居確保給付金のしおり

（転居費用補助）

住居を喪失、またはそのおそれのある方へ
転居費用を支給します

安城市役所福祉部社会福祉課福祉相談係（北庁舎1階）
平日 午前9時00分～午後4時00分（年末年始を除く）
TEL:0566-71-2245

「住居確保給付金」のご案内

住居を失っている方、または失うおそれのある方へ 転居費用を支給します

世帯員の死亡、または、本人もしくは同一世帯員の離職・休業等により住居を喪失しているまたは喪失のおそれがある方のうち、家計改善の支援において転居により家計が改善することが認められる方に対して、転居費用相当分の住居確保給付金を支給します。

1 支給額 ※以下を上限として支給（初期費用等＋引越費用等）

世帯人数	1人	2人	3～5人	6人	7人以上
上限額	111,000円	132,000円	144,300円	156,000円	174,000円

※支給額より超えた分に関しては受給者の自己負担となります。

2 支給方法

- ・ 初期費用等については、市から不動産仲介業者等へ振り込みます。
 - ・ 運搬費用等については原則、市から引越業者へ振り込みます。
- ※業者の都合等やむを得ない場合は、受給者の口座へ振り込みます。

3 支給要件

申請時に以下の①～⑧の要件にすべて該当する方が対象となります

- ① 離職等により経済的に困窮しており、住所喪失またはそのおそれがあること
- ② 申請日において離職等の日から2年以内であること
- ③ 離職等の日において主たる生計維持者であったこと
(離職後の離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も対象となります)
- ④ 家計改善支援事業による支援の結果として、転居が必要であり、その費用の捻出が困難であると認められること
- ⑤ 申請月の世帯収入（同一の世帯に属する方も対象）が下表の「基準額＋家賃額」以下であること

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	基準額＋家賃額（上限）
1人	90,000円	37,000円	127,000円
2人	132,000円	44,000円	176,000円
3人	159,000円	48,100円	207,100円
4人	197,000円	48,100円	245,100円
5人	235,000円	48,100円	283,100円
6人	273,000円	52,000円	325,000円

※児童扶養手当・児童手当等特定の目的のために支給されている手当は収入算定から除外

⑥ 申請日において、世帯の合計金融資産（預貯金額等）が下表以下であること

1人	2人	3人	4人以上
54.0万円	79.2万円	95.4万円	100万円

※債権・株式・投資信託・NISA・暗号資産も資産を含む

⑦ 自治体等が実施する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者同一の世帯に属する方が受けていないこと

⑧ 申請者及び同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員ではないこと

4 対象経費

支給対象の経費	支給対象外の経費
・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・転居先への家財の運搬費用 ・ハウスクリーニング等の原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に支払う家賃（前家賃） ・家財や設備の購入費（風呂釜・エアコン等）

5 不適正受給があった場合

虚偽の申請等、不適正受給に該当することが判明した場合は既に支給した給付金の全額または一部について返還をしていただきます。

6 手続きの流れ

・ステップ1 目安（※）：3か月程度



・ステップ2 目安（※）：審査に必要な書類が揃ってから支給まで1か月程度



・ステップ3 支給上限額内かつ実際の支給額が、支給決定額を上回っていた場合のみ



※実際にかかる期間については、個々の状況に応じて異なります。

7 申請に必要なもの

No	書類等	内 容
(1)	市が配布する 申請書等	① 住居確保給付金申請書→申請者記載 ② 住居確保給付金申請時確認書→申請者記載 ③ 入居予定住宅に関する状況通知書→不動産業者、大家記載
(2)	本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本の写し、在留カードなど
(3)	離職等関係書類	① 離職・廃業（離職から2年以内であることが確認できる書類） 離職票、雇用保険受給資格者証、廃業届など ② 休業等（収入減少） 収入減少、その理由が確認できる書類（会社からの休業等を命じられた文書、シフト表、契約変更が確認できる資料） →提出できない場合は、就業機会の減少に関する申立書を提出
(4)	収入関係書類 （世帯全員分）	給与明細（世帯全員の直近3か月分）、雇用保険受給資格者証、年金手帳、年金証書、各種福祉手帳等
(5)	全ての預金通帳等 （世帯全員分）	世帯全員の通帳・ネットバンクの写し （通帳は直近まで記帳してお持ちください） 債権・株式・投資信託・NISA・暗号資産の分かるものの写し
(6)	入居確認書類	市内で入居していることが確認できる書類（賃貸借契約書）
(7)	要転居証明書	転居が家計改善のために必要と認めた場合に交付される書類
(8)	転居費用確認書類	初期費用・家財の運搬費用等の見積書
(9)	居住の維持費 関係書類	【持家の方のみ】 固定資産税・火災保険料等を確認できる書類

8 転居後に必要なもの

① 住居確保報告書 ※住居確保後7日以内に提出
② 新しい住居の賃貸契約書の写し
③ 新住所における住民票の写し
④ 実際に支払った転居費用の領収書